

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5		府省庁名	金融庁			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	NISAに係る所在地確認の手続きの簡素化等						
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 金融機関は、顧客が新 NISA（及びつみたて NISA）の口座開設をした後、10 年経過時（その後 5 年経過毎）に顧客の氏名及び住所を確認することとされている。</p> <p>・ 特例措置の内容 NISA 口座開設 10 年後等の所在地確認の手続きの簡素化及びその他所要の措置を講じること。</p>						
関係条文	租税特別措置法第 37 条の 14 等						
減収見込額	[初年度]	—	(—)	[平年度]	—	(—)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額]	—					
要望理由	<p>(1) 政策目的 新しい NISA 制度が開始された中、手続きの更なる簡素化により、投資家の利便性を向上させ、NISA の更なる普及・利用促進を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 金融機関は、顧客が新 NISA（及びつみたて NISA）の口座開設をした後、10 年経過時（その後 5 年経過毎）に顧客の氏名及び住所を確認することとされており、当該確認ができない場合は、新規買付が停止となり、顧客の資産形成プランに影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>現在求められている郵送等による確認方法では、顧客および金融機関の負担が大きいことから、昨年の税制改正大綱を踏まえ、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討が必要。</p>						
本要望に対応する縮減案	なし						

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	NISAの普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成を促すこと。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	全てのNISA口座開設顧客の利便性向上につながる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。

<p>これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連す る事項</p>	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	—
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	—
	<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	—
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>		—